

評価項目（指摘事項）

1 廃棄物・資源物の保管及び分別の状況について

- (1) 産業廃棄物の保管場所について囲いを設けてください。
- (2) 産業廃棄物の保管場所に法定の掲示板を設置してください。
 法定掲示板サイズ(縦横 60cm 以上)、記載事項等(廃棄物種類・管理者・最大保管高さ)を満たして下さい。
- (3) 保管場所において適切な品目表示を行い、種類ごとの分別を徹底してください。
(不足品目：)
- (4) ★飛散・流出・地下浸透等が起こらないように適切な措置を行ってください。
 保管場所の衛生状況を改善してください。(悪臭等)
- (5) 次の品目を分別して産業廃棄物として適正に処理してください。
(品目：)
- (6) 適切に分別できるよう、建物内のごみ箱の数や設置の仕方について検討してください。

2 一般廃棄物の適正処理について

- (1) ★一般廃棄物の許可業者と契約してください。
- (2) 一般廃棄物の収集運搬業許可証写しを保管してください。

3 産業廃棄物の適正処理について

- (1) ★産業廃棄物の許可業者と書面(委託契約書)で契約をしてください。
(業者、品目：)
 ▲産業廃棄物の処理委託契約内容の確認を現場で行える体制にしてください。
- (2) 産業廃棄物の処理委託契約書の法定記載事項を記載してください。
(記載事項：)
- (3) 期限が切れていない許可書の写しを処理委託契約書に添付してください。
(業者、品目：)
- (4) ★産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票)を適正に交付してください。
 ▲現場でマニフェストの確認ができる体制にしてください。
 産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票)の不備を是正してください。
(不備事項：)

★：文書指導対象

▲：1週間以内の報告の提出。確認できない場合は文書指導対象

上記以外：2週間以内に改善報告の提出